

4

2017

橋本税理士事務所

## 事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 んかりやビル 6F  
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

## 給与水準を上げる会社や個人事業主に対して法人税や所得税を優遇する所得拡大促進税制

平成 25 年度の税制改正において、**所得拡大促進税制**という税優遇制度が創設されました。所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人または個人事業主が、従業員の給与を増加させ一定の要件を満たした場合に、**雇用者給与等支給増加額の 10%を法人税額や所得税額から控除**することができる制度です（ただし法人税額または所得税額の 20%を限度）。

所得拡大促進税制は、その創設以来多くの企業に利用されてきましたが、**平成 30 年 3 月末までに開始する事業年度まで継続する制度**ですので、まだまだ活用のチャンスがあります。

なお、所得拡大促進税制の適用を受けるに際して**事前申請は必要なく、確定申告の際に明細書を添付すればよい**ことになっています。

## 所得拡大促進税制の適用を受けるための要件

所得拡大促進税制の適用を受けるためには、以下の 3 つの要件を満たす必要があります。

## 要件①：雇用者給与等支給額が基準事業年度に対して増加促進割合以上増加していること

**雇用者給与等支給額**とは、国内雇用者（役員やその特殊関係人を除く）に対する給与等の支給額をいい、**基準事業年度**とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する最も古い事業年度の一つ前の事業年度をいいます。

また、各事業年度における**増加促進割合**は、下表のとおりになります。

	H25.4.1 以後に 開始する最も古 い事業年度の一 つ前の事業年度	H25.4.1 ~ H26.3.31 に開始 する事業年度 (平成 25 年度)	H26.4.1 ~ H27.3.31 に開始 する事業年度 (平成 26 年度)	H27.4.1 ~ H28.3.31 に開始 する事業年度 (平成 27 年度)	H28.4.1 ~ H29.3.31 に開始 する事業年度 (平成 28 年度)	H29.4.1 ~ H30.3.31 に開始 する事業年度 (平成 29 年度)
大企業	基準事業年度	2%	2%	3%	4%	5%
中小企業者等					3%	3%

たとえば、3 月決算の会社が平成 29 年 3 月期にこの制度の適用を受ける場合、平成 29 年 3 月期（適用事業年度）に対して平成 25 年 3 月期（基準事業年度）の雇用者給与等支給額が 3% 以上増加していれば、この要件①を満たすことになります。

## 要件②：雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

**比較雇用者給与等支給額**とは、前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

たとえば、3月決算の会社が平成29年3月期にこの制度の適用を受ける場合、平成29年3月期（適用事業年度）における雇用者給与等支給額が、平成28年3月期（前事業年度）の雇用者給与等支給額以上であれば、この要件②を満たすことになります。

## 要件③：平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

**平均給与等支給額**とは、適用事業年度の継続雇用者一人あたりの平均給与をいい、**比較平均給与等支給額**とは、前事業年度の継続雇用者一人あたりの平均給与をいいます。

なお、**継続雇用者**とは、適用事業年度および前事業年度のいずれにおいても給与等の支給を受けた国内雇用者をいい、適用事業年度に入社した人や前事業年度中に退職した人は原則として継続雇用者に含まれません。また、継続雇用者は、**雇用保険の一般被保険者**に限られます。

# 新規設立により基準事業年度がない場合

平成25年4月1日以降に会社を設立した場合には、基準事業年度が存在しません。

その場合には、平成25年4月1日以後に開始する最も古い事業年度（当該事業年度に給与等の支給がない場合は、国内雇用者に対して給与等を支給する最初の事業年度）の給与等支給額の**70%**に相当する金額を基準雇用者給与等支給額とします。

## 例①：設立1期目の場合（1期目の雇用者給与1,000万円）

平成25年4月1日以降に会社を設立して、第1期の雇用者給与等支給額が1,000万円の場合、基準雇用者給与等支給額は700万円（ $=1,000 \text{万円} \times 70\%$ ）となり、比較雇用者給与等支給額は0円となりますので（前事業年度がないため）、要件①と②を満たすことになります。

要件①：増加割合 =  $(1,000 \text{万円} - 700 \text{万円}) \div 700 \text{万円} \approx 42\% \geq 3\%$

要件②：雇用者給与等支給額 1,000万円  $\geq$  比較雇用者給与等支給額 0円

## 例②：設立2期目の場合（1期目の雇用者給与なし、2期目の雇用者給与1,000万円）

平成25年4月1日以降に会社を設立して、第1期に国内雇用者に対して給与等を支給しなかった場合、例①と同様、基準雇用者給与等支給額は700万円（ $=1,000 \text{万円} \times 70\%$ ）となり、比較雇用者給与等支給額は0円となりますので、要件①と②を満たします。

要件①：増加割合 =  $(1,000 \text{万円} - 700 \text{万円}) \div 700 \text{万円} \approx 42\% \geq 3\%$

要件②：雇用者給与等支給額 1,000万円  $\geq$  比較雇用者給与等支給額 0円